「自筆証書遺言」と「公正部書遺言」と

Ⅰ. 「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」

(1) 自筆証書遺言(968条)

自筆証書遺言は、遺言者本人が自分で遺言書を書いて本人 又は信頼できる親族等が保管します。

遺言書を法的に有効にするには以下の5つの法的要件を満たす必要があり、要件を欠く遺言書は法的に効力を発生しなくなります。

- ① 全文を自分で書くことにより作成する
- ② 日付を入れる
- ③ 自分の名前を記載する
- ④ 印鑑を押す
- ⑤ 文章の修正がある場合は定められた方法で行う
- *相続が始まって自筆証書遺言が発見された場合は、開封する前に家庭裁判所に持っていき「検認」を受けなければなりません。検認を行わないと5万円以下の過料にかされることになるので注意が必要です。(1004条、1005条)

(2) 公正証書遺言 ▮

公正証書とは、当事者に頼まれて第三者である公証人が作成した文書のことを言います。公文書として扱われるため、法的紛争の際に文書が真正であると強い推定が働きます。

公正証書遺言は依頼者が公証人に内容を伝え、それをもとに 公証人が文書を作成します。よって、自筆で遺言書を書く必要 がありません。

公正証書遺言の作成は、遺言者と公証人及び証人2名の立会の もとに公証役場で作成され、保管は公証役場で行い、遺言書の 「正本」「謄本」が遺言者に交付されます。

*証人は、未成年者、推定相続人やその配偶者及び直系血族、受遺者やその配偶者及び直系血族は、証人になることができないません。

信頼できる親しい友人、友人夫妻、行政書士、司法書士、税理士、弁護士などが適任でしょう。

また、家庭裁判所による検認の必要性もありません。

2. 「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の比較

	自筆証書遺言(民968条)	公正証書遺言(民969条)
特徴	・自分で書いて作成する。 ・費用がかからず手軽にできる ・しかし、紛失、変造や隠匿、 破棄の危険性がある。	・公証人と証人の2名の立会のもとに公証役場で作成。 ・遺言書は公文書となり、遺言内容が確実に実現される可能性が極めて高い。 ・しかし、作成に時間がかかり手数料が発生する。
作成方法	・遺言者が、自分で「全文」 「日付」「氏名」を自書し 「押印」する	・証人2名の立会のもと、公証人が読み上げる遺言書の内容を、遺言者が確認して、内容に間違いがなければ遺言者、公証人、証人がそれぞれ署名・押印する。(遺言者は、署名以外は自書する必要がない)
作成の 費用	・かからない	・財産の額や内容に応じて公証役場に手数料 を支払う。*①計算例参照
証人	・不要	・2人以上必要(通常2名)
保管方法	・遺言者本人が保管する。 ・信頼のおける者に保管を委ね る。遺言によって財産を多く 所得する者や遺言書で遺言執 行者に指定した者	・原本は公証役場に保管される ・正本、謄本は遺言者に交付される。(1枚250円) 遺 言者と遺言執行者が保管する例が多い
家裁へ の検認	・必要	・不要

- *① 公正証書遺言作成の手数料計算例 総額3千万円の財産を妻に2千万円、子供2人にそれぞれ5百万円ずつ残す公正証書の場合 2万3千円(配偶者の手数料)+|万|千円(子供の手数料)
 - \times 2名+ I万I,000円= 5万6,000円
- *② 自筆証書遺言は相続人等に負担をかける
 - ・遺言を実現するには、家庭裁判所に「検認の申立て」をしなければならない。
 - ・相談者のほとんどは「相続人(配偶者、子ども等)のため」 に遺言書を作成しようと考えているので「相続人等の負担」 を知ると公正証書遺言を選択する。